

## 美浦村防災訓練を実施します！

今年度の防災訓練は、様々な体験や見学を通して防災について理解を深めていただくことをテーマとして開催します。普段体験できないイベントを実施しますので、ぜひご参加ください。

- 日時 3月15日(土)午前9時30分開始 ※雨天中止
- 会場 光と風の丘公園
- 内容 防災ヘリコプターによる吊り上げ救助、機体展示、自然災害体験車による災害体験、給水体験、災害用伝言ダイヤル体験、簡易トイレ等の体験等  
※美浦中学校吹奏楽部による演奏や、キッチンカー等の出店も予定しています。  
※訓練内容は予定であり、変更となる場合があります。
- 問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340(内)215



## 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産です。死産、流産、早産を含みます。

- ◆免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間  
多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
- ◆届出期間 出産予定日の6か月前から届出可能
- ◆届出先 国保年金課（4番窓口）
- ◆必要書類 出産前の届出の場合は、母子健康手帳等が必要です。出産後の届出の場合は村で出産日を確認できるため原則不要ですが、被保険者とそのお子さんが別世帯の場合は、出生証明書等出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ◆問合せ 国保年金課年金係 ☎029-885-0340(内)116



## 浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物等の働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるため、定期的な維持管理（清掃・保守点検）の実施と、法定検査を受検することが義務付けられています。水環境の保全のため、ご協力をお願いします。

### ▶清掃（村の許可を受けた清掃業者に依頼）

- ・浄化槽内の汚泥等の抜き取りを行います。
- ・年に1回以上（全ぱっ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。

### ▶法定検査（(公社)県水質保全協会に申込み）

- ・浄化槽の保守点検と清掃が行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- ・最初の検査は浄化槽の使用開始から3～8か月以内に1回、2回目以降は年に1回行う必要があります。
- ・未受検の場合、県から受検指導文書が送付されます。

### ▶保守点検（県に登録している業者に依頼）

- ・浄化槽内の機器、送風機やタイマー等の点検を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流水が不衛生にならないようにします。
- ・10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回行うことが必要です。

### ●問合せ

- ・役場上下水道課 ☎029-885-0720
- ・(公社)県水質保全協会 ☎029-291-4000
- ・茨城県環境対策課 ☎029-301-2966

清掃、保守点検、法定検査を一括して契約することもできます。保守点検、清掃業者または(公社)県水質保全協会に問い合わせてください。

